

# 中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税の減免)

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。

## 対象者

「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者

- ・中小企業者とは、法人事業税の納税義務者のうち、事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人をいいます。ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。
- ・「地球温暖化対策報告書」等については、環境局ホームページをご覧ください。

## 対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの

- ・温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所については、環境確保条例<sup>\*</sup>による温室効果ガス排出総量削減義務があります。制度の詳細については、環境局ホームページをご覧ください。
- ※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)

②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定したもの

- ・法人税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。
- ・貸付または住宅の用に供する設備、取得時に既に事業または住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。

## 導入推奨機器

- ・空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)
- ・照明設備(蛍光灯照明器具)
- ・小型ボイラー設備(小型ボイラー類)
- ・再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)

指定された機器の型式番号は、環境局ホームページ「中小企業者向け省エネ促進税制の対象設備となる環境局の導入推奨機器について」で公表しています。

※機器の追加・取消について

導入推奨機器は、随時、追加・取消がありますので、機器更新時等には、必ず機器指定の最新の情報をご確認ください。

- ・機器の取消があった場合・・・指定取消後に取得した設備は、減免対象になりません。機器の取消情報は、環境局ホームページ「指定取消機器一覧」をご覧ください。
- ・機器の追加があった場合・・・指定の効力の発生日が設備の取得後である場合は、減免対象になりません。

## 減免額

設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免します。

- ・減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします。
- ・減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。)は、翌事業年度等の事業税額から減免できます。

適用期間 (法人事業税の減免の場合)

次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用されます。

平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

## 減免手続

減免を受けようとする事業年度の法人事業税の申告納付期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日)までに、減免申請書に必要書類を添付して、所管の都税事務所に提出します。

※減免は、申請内容を確認した後に決定します。減免を受けようとする事業年度であっても、減免前の税額の全額を納付する必要があります。

※申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の「<東京版>環境減税について」をご覧ください。  
申請様式や具体的なQ&Aも掲載しています。

## ● 個人事業税の減免

中小企業者向けの省エネ促進税制は、法人のほか個人事業者も対象としています。個人事業者のうち個人事業税の納税者で、下記に該当する場合に減免の対象となります。法人の場合とほぼ同様の手続ですが、適用期間等、異なる部分があります。

### 個人事業税の減免の概要

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備 (法人と同様)	次の要件を満たすもの ① 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定したもの ・所得税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。 ・貸付または住宅の用に供する設備、取得時に既に事業または住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。
減免額 (法人と同様)	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を取得年の所得に対して翌年度に課税される事業税額から減免 ただし、事業税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可
適用期間	平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

※ 個人事業税は、暦年の所得に対して翌年度に課税されますので、平成22年中に対象設備を設置した場合、平成23年度の定期課税分から減免の対象となります。

### 【個人事業税の減免に関するお問い合わせ先】

東京都主税局 課税部 課税指導課 個人事業税係 (TEL) 03-5388-2969

## ● お問い合わせ先

### 法人事業税の減免に関すること

- ・所管都税事務所
- ・東京都主税局 課税部 法人課税指導課 (TEL) 03-5388-2963

東京都主税局ホームページ<東京版>環境減税について  
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

主税局 環境減税

検索

### 東京都環境局の制度に関すること

#### 【地球温暖化対策報告書制度等/導入推奨機器に関すること】

東京都地球温暖化防止活動推進センター ヘルプデスク  
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎9階中央  
TEL 03-5388-3408

#### 【温室効果ガス排出総量削減義務に関すること】

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口  
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎8階中央  
TEL 03-5388-3438

#### 【環境局ホームページ】

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>